

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）の保険料について

資料2

▶ 保険料基準額（月額）は **6,498円**（所得区分：第5段階【基準段階】）

第8期と同額

第1号被保険者介護保険料負担額（基準額）の算定手順

(1) 高齢者人口（第1号被保険者数）を推計
（令和6年度 31,488人 令和7年度 31,757人 令和8年度 32,019人）



(2) 要介護（要支援）認定者数を推計
（令和6年度 6,031人 令和7年度 6,248人 令和8年度 6,453人）



(3) サービス利用にかかる費用（介護保険給付費）を推計
（令和6年度 99億円 令和7年度 104億円 令和8年度 107億円）



(4) 介護保険給付費より算出した第1号被保険者負担分から「国交付金」および「介護給付費準備基金残高（全額）」を減じたものを第1号被保険者数で除し「保険料基準額」を算出

第8期保険料基準額（月額）6,498円より **「+3円」** の6,501円



(5) 第8期保険料基準額よりも **「+3円」** となったが、保険料基準額の僅か「1%未満」の金額であるため、十分賄える金額と判断し **「▲3円」** を減じます

第9期保険料基準額（月額）6,498円（第5段階）

※第8期保険料基準額と同額

〔第8期から第9期の主な増減要因〕

- ① 「高齢者人口」および「認定者数」の増 **(+318円)**
- ② R6介護報酬改定（1.59%）の影響 **(+90円)**
- ③ 「国の交付金」の取込み **(▲50円)**
- ④ 「介護給付費準備基金」の取崩し **(▲355円)**
- ⑤ 草津市介護保険事業計画が赤字とならないよう、介護保険給付費を「▲約1,500万円」減額 **(▲3円)**

増減なし
(据置)

第9期計画の特徴について（対前期比）

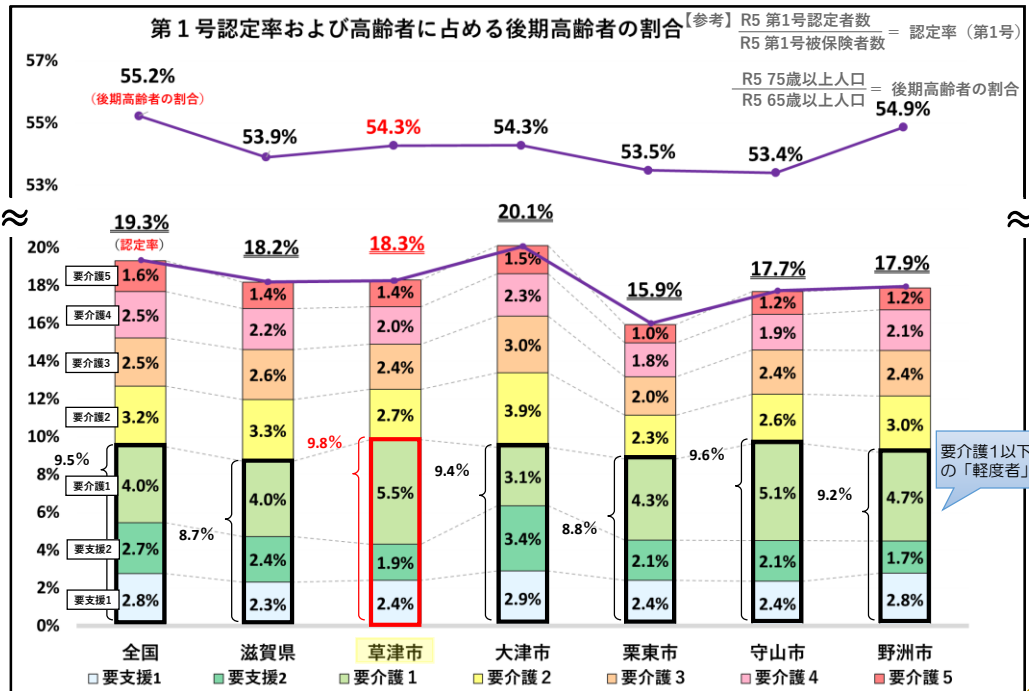
項目		第8期 (R3-R5)		第9期 (R6-R8)		増減 (第8-9期)		
第1号被保険者数 (65歳以上高齢者数)		計画	31,760 人		32,019 人		+259 人	0.8 %
		実績	31,267 人				+752 人	2.4 %
認定者数	うち 第1号 (第1号認定率)	計画	5,946 人	5,856 人 (18.4 %)	6,453 人	6,349 人 (19.8 %)	+507 人	8.5 %
		実績	5,798 人	5,694 人 (18.2 %)			+655 人	11.3 %
被保険者数1人あたり給付費 (居宅・地域密着型・施設)		計画	281 千円		304 千円		+23 千円	8.2 %
		実績	〔見込〕 269 千円				+35 千円	13.0 %
介護保険給付費 (全体)		計画	285億円		310億円		+25億円	8.8 %
保険料基準額		計画	6,498円		6,498円		0 円	0.0 %

※介護保険給付費は3年間の総額、それ以外は最終年度（人数は10/1時点）

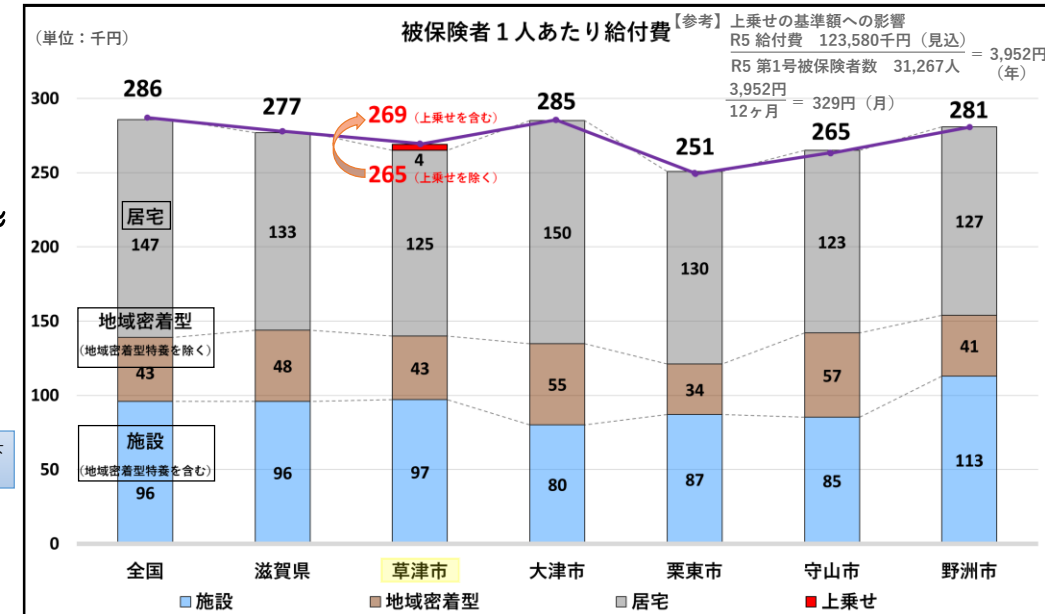
第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）の保険料について

草津市の介護給付の特徴は？

〔状況①〕 第1号認定率および高齢者に占める後期高齢者の割合（R5.10.1時点）



〔状況②- i〕 被保険者1人あたり給付費（R5見込額【〔R5月平均額 × 12ヶ月〕 / 被保険者数（R5.10.1時点）】）



	高齢化率	高齢者に占める後期高齢者の割合	認定率（第1号）
全国	28.9%	55.2%	19.3%
滋賀県	26.9%	53.9%	18.2%
草津市	22.4%	54.3%	18.3%
大津市	27.5%	54.3%	20.1%
栗東市	19.3%	53.5%	15.9%
守山市	22.3%	53.4%	17.7%
野洲市	26.9%	54.9%	17.9%

「認定率」と「給付費」との相関関係

草津市の介護給付の特徴として・・・

- ・「後期高齢者の割合」が高い
- ・「認定率」が高い
- ・本市では、在宅での生活を希望する中重度の認知症の方が、住みなれた地域で安心して在宅生活が継続できるよう県内で唯一、国の定める支給限度額に「上乗せ（市町村特別給付）」を行っているが、「軽度者の割合」が高く「上乗せ」を含んでも「給付費」は低い。

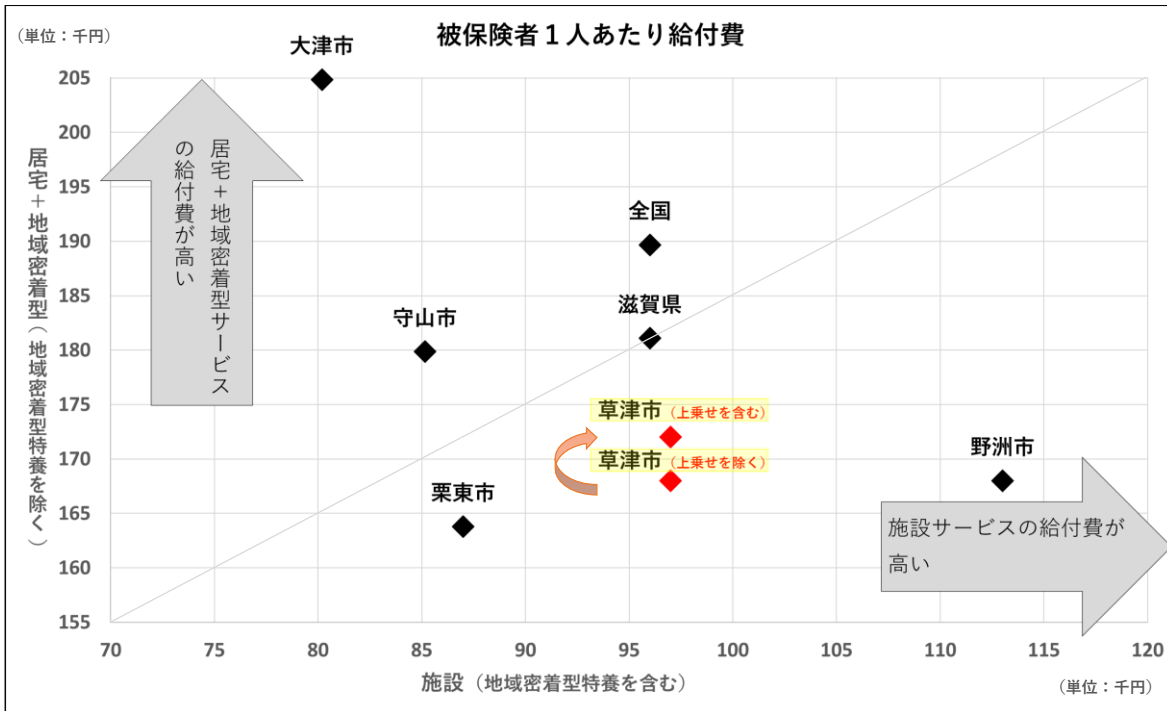
ことなどが挙げられます。

一般的には、高齢者に占める「後期高齢者の割合」が高いほど、基本的には「認定率」も高くなり、「給付費」も高くなる傾向にあります。

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）の保険料について

サービスの利用状況は？
今後、どんな取組をしていくの？

〔状況②-ii〕被保険者1人あたり給付費（散布図バージョン）



今後もサービスの利用傾向やニーズを注視しながら、適正な保険給付を行っていきます。また、認定率や介護度の抑制・重度化防止につながるよう、引き続き、草津あんしんいきいきプランに基づく高齢者の健康づくりや介護予防活動を推進していきます。

本市では、「居宅＋地域密着型サービス」は軽度者（要介護1以下）の利用率が高いため、「上乗せ（市町村特別給付）」を含んでも「給付費」は低く、一方で、「施設サービス」は在宅での生活が困難な重度者（要介護4以上）の利用率が高いため、「給付費」は高くなっております。

つまり、本市では、軽度者を中心に在宅にてサービスを利用できており、一方で、重度者のうち施設入所を希望されている（必要とされている）方については施設に適切に入所できているといえます。

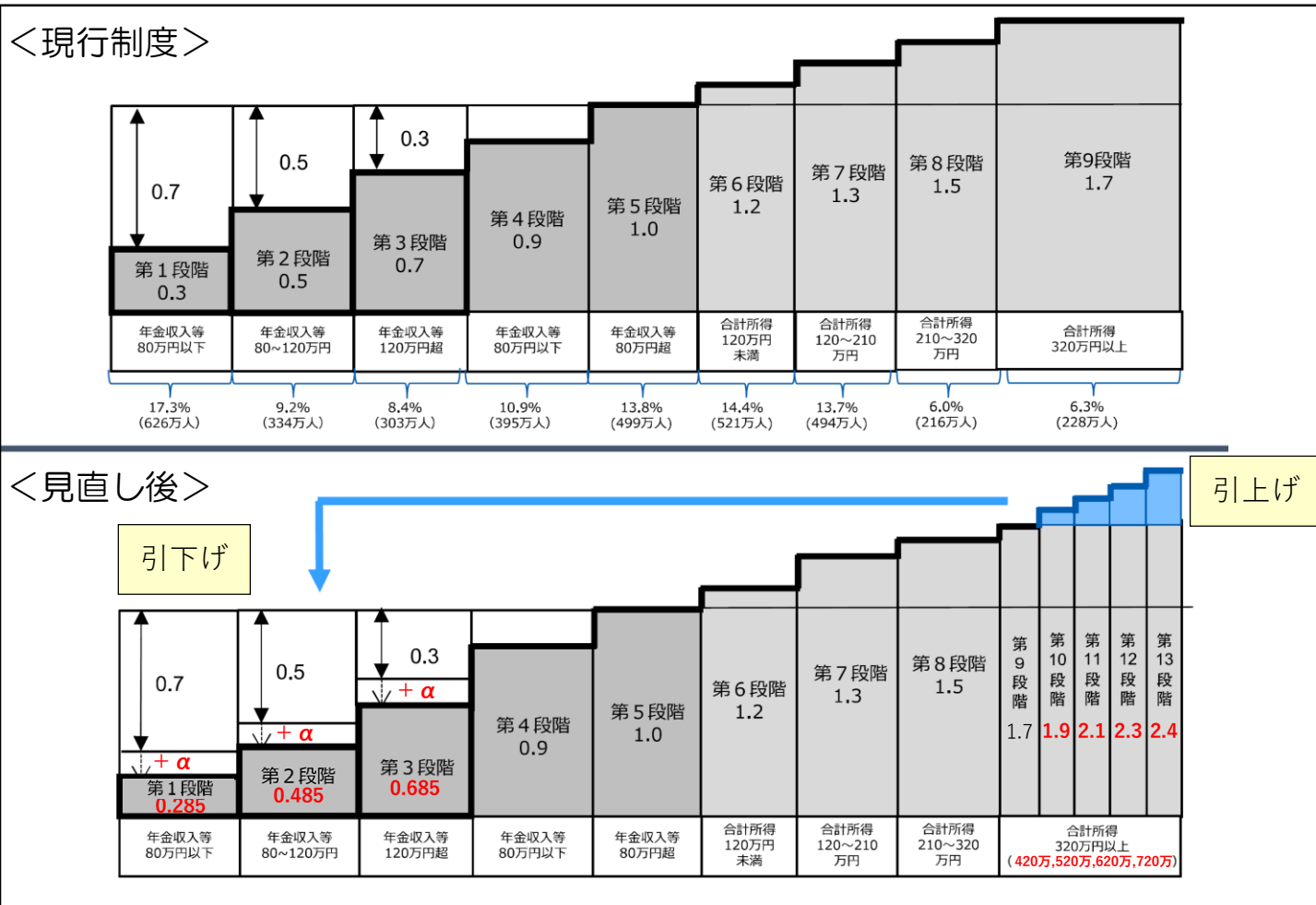
これは「施設入所待機者の解消」および「介護離職ゼロ」に対応するために、計画的に整備してきた「特別養護老人ホーム」などの施設が有効に機能している結果と分析しております。

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）の所得区分について

▶国の**標準段階等（所得段階および係数）**が第9期計画より以下のとおり見直しとなりました。

【背景】

- ・既に多くの保険者で国の定める9段階を超える多段階の保険料設定がされていることを踏まえ、標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の最終乗率の引下げを行うもの。



【主な見直し内容】

- ・所得段階区分（多段階化）
9段階 → 13段階
- ・高所得者の負担の引上げ
〔係数（標準乗率）・基準所得金額の新設〕
 10段階 1.9 ・ 420万円以上
 11段階 2.1 ・ 520万円以上
 12段階 2.3 ・ 620万円以上
 13段階 2.4 ・ 720万円以上
- ・低所得者の負担の引下げ
〔係数（最終乗率）の見直し〕
 1段階 0.3 → 0.285
 2段階 0.5 → 0.485
 3段階 0.7 → 0.685

第9期計画期間（令和6年度～令和8年度）の所得区分について

- ▶ 第9期計画における**本市の所得段階および係数**については、約10年ぶりに国の標準段階等（所得段階および係数）の見直しが行われたことに伴い、応能負担の観点から、現在、国と異なっている係数等を採用している段階も含めて、国の定める標準段階等にすべて見直しを行います。

所得段階ごとの保険料額について

	被保険者数 (R5.4.1)		第8期 保険料基準額		6,498円		第9期 保険料基準額		6,498円		据置	〔参考〕 第7期→第8期 増減額（月額）
	構成割合	所得段階	係数	保険料 (月額)	所得段階	係数	保険料 (月額)	増減額 (月額)				
低所得者層 (非課税世帯)	3,698	11.9%	第1段階	0.3	1,950円	第1段階	0.285	1,850円	▲100円 (改定率▲5.1%)			+183円
	2,536	8.2%	第2段階	0.5	3,250円	第2段階	0.485	3,150円	▲100円 (▲3.1%)			+300円
	2,272	7.3%	第3段階	0.7	4,550円	第3段階	0.685	4,450円	▲100円 (▲2.2%)			+417円
	3,391	10.9%	第4段階	0.85	5,525円	第4段階	0.9	5,850円	+325円 (+5.9%)			+508円
	5,196	16.8%	第5段階	1.0	6,498円	第5段階 (基準段階)	1.0	6,498円	0円 (0%)			+598円
	4,337	14.0%	第6段階	1.1	7,150円	第6段階	1.2	7,800円	+650円 (+9.1%)			+658円
	4,823	15.6%	第7段階	1.25	8,125円	第7段階	1.3	8,450円	+325円 (+4.0%)			+750円
	2,401	7.7%	第8段階	1.5	9,750円	第8段階	1.5	9,750円	0円 (0%)			+900円
高所得者層 (合計所得320 万円※以上) ※年収では約460万円	803	2.6%	第9段階	1.6	10,400円	第9段階	1.7	11,050円	+650円 (+6.3%)			+958円
	129	0.4%	第10段階	1.7	11,050円	第10段階	1.9	12,350円	0円 (0%)			+1,017円
	313	1.0%							+1,300円 (+11.8%)			
	60	0.2%	第11段階	1.8	11,700円	第11段階	2.1	13,650円	+650円 (+5.6%)			+1,083円
	213	0.7%							+1,950円 (+16.7%)			
	128	0.4%							+3,250円 (+27.8%)			
	32	0.1%							+3,900円 (+33.3%)			
	690	2.2%	第12段階	1.9	12,350円	第13段階	2.4	15,600円	+3,250円 (+26.3%)			+1,142円
31,022		100%										

【主な見直し内容】

・ 所得段階区分

12段階 → 13段階

・ 国の係数・基準所得金額への変更 〔係数の変更のみ〕

1段階 0.3 → 0.285
 2段階 0.5 → 0.485
 3段階 0.7 → 0.685
 4段階 0.85 → 0.9
 6段階 1.1 → 1.2
 7段階 1.25 → 1.3
 9段階 1.6 → 1.7

〔基準所得金額・係数の変更および新設〕

10段階 1.7 → 1.9
 400万円以上 → 420万円以上
 11段階 1.8 → 2.1
 500万円以上 → 520万円以上
 12段階 1.9 → 2.3
 750万円以上 → 620万円以上
 13段階 新設 → 2.4
 新設 → 720万円以上